

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成26年1月9日(2014.1.9)

【公表番号】特表2013-509422(P2013-509422A)
 【公表日】平成25年3月14日(2013.3.14)
 【年通号数】公開・登録公報2013-013
 【出願番号】特願2012-537030(P2012-537030)
 【国際特許分類】

C 0 7 K 14/48 (2006.01)
 A 6 1 K 38/00 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/02 (2006.01)
 A 6 1 P 21/02 (2006.01)
 A 6 1 P 25/28 (2006.01)
 A 6 1 P 25/16 (2006.01)
 A 6 1 P 25/14 (2006.01)
 A 6 1 P 9/10 (2006.01)
 A 6 1 P 25/04 (2006.01)
 A 6 1 P 3/10 (2006.01)
 A 6 1 P 15/10 (2006.01)
 A 6 1 P 17/14 (2006.01)
 A 6 1 P 1/00 (2006.01)
 A 6 1 P 35/00 (2006.01)
 A 6 1 P 25/00 (2006.01)
 A 6 1 P 27/16 (2006.01)
 A 6 1 P 27/02 (2006.01)
 A 6 1 P 31/00 (2006.01)
 C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 K 14/48 Z N A
 A 6 1 K 37/02
 A 6 1 P 43/00 1 0 5
 A 6 1 P 25/02
 A 6 1 P 21/02
 A 6 1 P 25/28
 A 6 1 P 25/16
 A 6 1 P 25/14
 A 6 1 P 9/10
 A 6 1 P 25/04
 A 6 1 P 3/10
 A 6 1 P 15/10
 A 6 1 P 17/14
 A 6 1 P 1/00
 A 6 1 P 35/00
 A 6 1 P 25/00
 A 6 1 P 27/16
 A 6 1 P 27/02
 A 6 1 P 31/00
 C 1 2 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月25日(2013.10.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

成熟野生型ニュールツリン(配列番号5)のアミノ酸51~63からの領域において正に帯電されたアミノ酸の少なくとも1つの変異によって成熟野生型ニュールツリンと異なり、および、成熟野生型ニュールツリンと比較して、ヘパリンへの親和性が減少していることを特徴とするニュールツリンポリペプチド。

【請求項2】

前記ニュールツリンポリペプチドが、配列ARLQGQGLVGS(配列番号25)による、配列番号5のアミノ酸51~62の置換を含むことを特徴とする請求項1に記載のニュールツリンポリペプチド。

【請求項3】

前記ニュールツリンポリペプチドが、配列番号1、配列番号2、配列番号3、または、配列番号4に示されるアミノ酸配列を含むことを特徴とする請求項1に記載のニュールツリンポリペプチド。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれか1つのニュールツリンポリペプチドと、薬学的に許容可能な担体を含むことを特徴とする医薬組成物。

【請求項5】

薬物として使用するための請求項1乃至3のいずれかに記載のニュールツリンポリペプチド。

【請求項6】

末梢神経障害、筋萎縮性側索硬化症、アルツハイマー病、パーキンソン病、ハンチントン病、虚血性脳卒中、急性脳外傷、急性脊髄損傷、神経障害性疼痛、糖尿病、勃起不全、抜け毛、ヒルシュスプルング病、神経系の腫瘍、多発性硬化症、難聴、網膜症、および、感染からなる群から選択される疾患または障害を処置する際に使用するための請求項1乃至3のいずれかに記載のニュールツリンポリペプチド。

【請求項7】

前記ニュールツリンポリペプチドが、全身投与、脊髄内投与、経鼻投与、および、脳実質内投与からなる群から選択される経路によって投与されることを特徴とする請求項5または6に記載の使用のためのニュールツリンポリペプチド。

【請求項8】

配列番号4または配列番号2に示されるアミノ酸配列を有するニュールツリン変異体であって、治療上有効な量のニュールツリン変異体を必要とする患者に投与する工程を含む、パーキンソン病を処置する方法で使用するためのニュールツリン変異体。

【請求項9】

前記ニュールツリン変異体は脳実質内に投与されることを特徴とする請求項8に記載の使用のためのニュールツリン変異体。

【請求項10】

前記ニュールツリン変異体は、被殻内に、淡蒼球へ、または、黒質へ投与されることを特徴とする請求項9に記載の使用のためのニュールツリン変異体。

【請求項11】

脳実質内の前記投与は、即時放出または徐放性の製剤、デポ製剤、あるいは、対流を

改善した送達を用いて行われることを特徴とする請求項 9 に記載の使用のためのニューロツリン変異体。

【請求項 12】

前記ニューロツリン変異体と組みあわせて、治療上有効な量の BDNF または CDNF の投与をさらに含む請求項 8 に記載の使用のためのニューロツリン変異体。